

5 株式・投資信託・国債も遺産分割の対象財産になる

最高裁平成26年2月25日判決は、

要旨

- 1 株式は、株主たる資格において会社に対して有する法律上の地位を意味し、
・・・このような株式に含まれる権利の内容及び性質に照らせば、共同相続された株式は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。
- 2 投資信託契約に基づく受益権は、法令上、償還金請求権及び収益分配請求権という金銭支払請求権のほか、信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写の請求権等の委託者に対する監督的機能を有する権利が規定されており、可分給付を目的とする権利でないものが含まれている。このような上記投資信託受益権に含まれる権利の内容及び性質に照らせば、共同相続された上記投資信託受益権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。また、外国投資信託に係る信託契約に基づく受益権である外国投資信託受益権についても、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものとする余地が十分にあるというべきである。
- 3 個人向け国債は、個人向け国債の額面金額の最低額は1万円とされ、1単位未満での権利行使が予定されていないものというべきであり、このような個人向け国債の内容及び性質に照らせば、共同相続された個人向け国債は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。

と判示しているように、株式、投資信託受益権、外国投資信託及び国債も、可分債権ではないため、遺産分割の対象になるのです。